

平成11年 労働基準法及び労働安全衛生法

- 〔問 1〕 労働基準法の総則等に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。
- A 使用者は、労働者の国籍、信条又は社会的身分を理由として、賃金、労働時間について差別的取扱いを行ってはならず、このことは解雇や安全衛生についても同様である。
 - B 労働基準法上の使用者は、同法各条の義務について実質的に一定の権限を与えられている者であり、たとえ名称が部長や課長等の管理職的な名称であっても、このような権限が与えられておらず、単に上司の命令の伝達者にすぎない場合は、同法上の使用者とはみなされない。
 - C 減給の制裁に関し平均賃金を算定すべき事由の発生した日とは、減給の意思表示が相手方に到達した日である。
 - D 労働基準法別表第1に掲げる事業に該当しない事業に使用される者については、労働基準法は適用されない。
 - E 船員法第1条第1項に規定する船員については、強制労働の禁止等一部の労働基準法の規定が適用される。